２９年度日司連及び近司連関係報告書

３０年５月１９日

会長　寺　下　能　明

日本司法書士会連合会関係

［１］２９年度第１回会長会

日　時　平成２９年４月１３日(木)午後１時００分から５時４５分

平成２９年４月１４日(金)午前９時３０分から午後３時

場　所　司法書士会館地下１階日司連ホール

［２］２９年度第８０回定時総会

日　時　平成２９年６月１９日(月)午後０時３０分から午後６時３０分

平成２８年６月２０日(火)午前９時３０分から午後４時３０分

場　所　渋谷ヒカリエホール

役員改選がおこなわれ，今川新会長を始めとする新執行部が選出された。

通常の事業報告・決算，新年度にかかる事業計画・予算等は原案どおり承認。

［３］２９年度第２回会長会

日　時　平成２９年９月１４日(木)午後１時００分から５時００分

平成２９年９月１５日(金)午前１０時００分から午後３時００分

場　所　司法書士会館地下１階日司連ホール

今川新会長他新執行部による第１回目の会長会

本年度の事業計画に沿い，今後の動向を踏まえた報告と提案がなされた。

①司法書士法改正

新たな日司連執行部の組織体制で法改正に当たること，使命規定に絡めて研修義務化を検討する意向を今川会長が表明する。

②オンライン申請資格者代理人方式

資格者代理人認証による添付書類のＰＤＦ化を導入する完全オンライン申請方式が平成３０年度に新たに開始される予定と報告される。代理人認証した添付書類のＰＤＦを原本として取り扱う模様，その元の資料の取扱

を巡り日司連で検討中。　　←２８年制定官民データ活用推進基本法

③空き家所有者不明土地等の相続登記

長期間放置された登記記録を抽出して，相続登記を促すことを法務省が検討中

④成年後見制度利用促進法

地域連携ネットワークの構築に向け，弁護士会・社会福祉士会との三士会協同の活動を推進すること

⑤登録後３年未満新入会員研修プログラムの３０年開始

⑥法人設立手続のオンライン・ワンストップ検討会の内閣府推進

［４］２９年度第３回会長会

日　時　平成３０年１月１８日(木)午後１時００分から５時００分

平成３０年１月１９日(金)午前１０時００分から午後３時００分

場　所　司法書士会館地下１階日司連ホール

平成３０年１月１８日(木)午後６時００分から８時００分

賀詞交換会開催　　ザ・キャピトルホテル東急

①司法書士法改正　　（会長会資料－１）

使命規定の新設，懲戒処分権者の法務大臣への変更，懲戒処分に関する聴聞・弁明規定等の適正手続保障の整備及び懲戒処分に関する除斥期間の新設など４項目の推進

②単位制研修の義務化　　（会長会資料－２）

前記司法書士法改正と併せて，３０年度総会で実現を図る→単位会における研修義務規定は不要か？

③資格者代理人による完全オンライン方式の導入　　（会長会資料－３）

３０年後期開始予定で導入

④所有者不明土地問題　　（会長会資料－４）

国土交通省に「所有者不明土地問題研究会」を設置して検討→法務省の対応としては，次の取組

⑤長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例としての相続調査業務

（会長会資料－５）

一般競争入札→官公庁入札参加資格必要，対象：公嘱協会，法人，複数？

⑥法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の検討　（会長会資料－６）

ｉ）定款認証の合理化→発起人の電子署名定款とモデル定款の活用により，公証人による認証の不要化

ⅱ）登記の処理時間→法人設立手続に限定した，政府によるワンストップサービスの提供（マイナポータル〈政府が運営するオンラインサービス〉の活用）

ⅲ）会社代表者の印鑑提出のあり方→印鑑提出の任意化→商業登記電子証明書の活用

⑦成年後見制度利用促進計画に対する取組→県市区町村へのアプローチ

［５］ 司法書士法改正、成年後見制度利用促進、オンライン申請資格者代理人方式に関する説明会

日　時　平成３０年２月１０日(土)正午から午後５時００分

場　所　司法書士会館地下１階日司連ホール

１．司法書士法改正

①使命規定，②懲戒権者を法務大臣にすること，③聴聞機会の付与，④除斥期間の新設の４項目（但し，④期間検討中）　　改正時期不明

２．単位制研修の義務化　　平成３１年４月実施予定

使命規定の新設と併行，使命規定を有する公認会計士・税理士・弁理士も研修義務化

３　オンライン申請の資格者代理人方式の新設

ＩＴ国家戦略を進めるうえで国政の重点課題と位置づけられる。

資格者代理人の電子認証による添付書類のＰＤＦ化を導入する完全オンライン申請方式。認証による司法書士の権限の有り方，罰則，書類保管等で議論

４．所有者不明土地問題

不動産登記法の特例を立法化

一定要件に合う区域内の土地につき，長期間放置された登記記録を抽出して，職権で相続人を調査し，その旨所有権に付記登記をする特例措置

法務局の相続人調査を司法書士に委託，一般競争入札予定，詳細不明

５．成年後見制度利用促進

司法書士会もリーガルサポートに協力するよう要請された。

６．法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の検討

モデル定款の活用による公証人の認証不要化

会社代表者の印鑑提出の任意化

以上のテーマにつき，日司連の説明と質疑応答。特に３について，議論。

近畿司法書士会連合会関係

［１］２９年度第４９回定時総会

日　時　平成２９年６月３日(土)午後１時０分から午後５時０分

場　所　和歌山市　ホテルグランヴィア和歌山

議　題　１　定時総会決算・予算関係事業の報告と承認

２　２８年度の特筆すべき事業報告として，平成２８年１１月２６日，近司連主催，大阪法務局等の後援を得て，成年後見制度利用促進法等の成立を機会として，〈相続・遺言・成年後見〉をテーマに，市民公開講座を開催し，同時に相談会も併設したこと。

常任理事会，理事会，各部会は会務日誌のとおり

平成２９年度事業報告について

２８年度に続いて，今年度も相続登記遺言講演会相談会が法務局・公証人会との協力で開催されました。多くの参加者を得て好評に終了したと聞いています。これは司法書士会の県民に対するアピールとして大変有意義であると考えております。司法書士の実務に直結するものであり，続けて開催する意義は大きいと考えます。これにご協力していただいた各支部長様，会員に改めて感謝申し上げる次第です。

全国的な相続登記の推進は，空き家問題ないし所有者不明土地問題等の解決に向けて，政策課題に採り上げられる際，必ずテーマの一つになるものです。それゆえ，われわれの長所を活かし，国の政策の動向に沿って，活動を展開していくことが大事です。

今後もこれらの課題に向けて制度の新設とか，既存法律等の改正が予想されますが，この流れの中で昨年は法定相続情報証明制度が創設されました。司法書士に直接関係する業務ですが，和歌山地方法務局管内では，２９年度の証明書が発行された内，司法書士の資格者代理人が殆どであつた聞いています。これを活用して，登記業務は勿論，規則３１条に規定される財産管理業務などにも実績を重ねて参りましょう。

わが会独自の動きとしては，災害対策委員会の設置を検討してきました。そして，これを予算上分かりやすく理解するために，収支会計を区分して，一般会計と特別会計に分離することを検討してきたところです。いよいよ実行する段階に至ったと考えています。

和歌山県司法書士会災害対策委員会規程

（目的）

第１条　和歌山県司法書士会（以下「本会」という。）は、予想される南海トラフ大地震及びその他の甚大な災害に際して、司法書士が果たす社会的使命及び職責に鑑み、災害が発生した際に、本会が行う救援活動により地域社会の安定に寄与すること目的とし、災害対策委員会を設置する。

（事業）

第２条　委員会は、次の事業を行う。

（１）災害対策事業

①災害発生時の情報収集及び対応

②本会の被災司法書士会員及び他の被災司法書士会、当該所属被災司法書士会員に対する支援

③被災者に対する市民救援活動

（２）災害対策本部の設置及び改廃に関する具申

（３）危機管理体制の構築と調査研究

（４）その他目的を達成するための事業

（組織）

第３条　委員は、常任理事会の承認を得て会長が委嘱する。

２　委員会には、委員長１名、副委員長１名以上及び委員若干名を置く。

３　委員長には会長をもってあて、副委員長は委員長が指名する。

４　委員長は委員会を代表し、委員会を統括する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、委員長の職務を行う。

６　委員は、委員会の事務を分掌し、委員長及び副委員長が欠けたとき又は事故あるときは、予め定めた順序により委員長の職務を行う。

７　委員会には、被災地の状況を調査するための調査部員（以下「部員」という）を若干名置くことができる。

８　対策本部部員は、委員会に諮り、委員長が委嘱する。

９　部員は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

（任期）

第４条　委員の任期は本会役員の任期と同一とする。ただし、後任者が選任されるまで、その職務を行う。

２　部員の任期は委員の任期と同一とする。

（招集）

第５条　委員会は、委員長が招集する。

（決議）

第６条　委員会の会議の議長は、委員長とする。

２　委員会の決議は、出席者の過半数により決するものとする。ただし、可否同数のときは議長が決する。

３　委員会の招集が困難なとき、又は緊急を要する場合には書面又はその他の通信手段により決議することができる。

４　前項の場合、議長はその結果を委員全員に通知しなければならない。

（災害発生時の対応等）

第７条　委員長は、県内で災害が発生した場合、別途定める要領に従い、被災状況の確認及び本会会員並びに本会事務局員の安否等を確認し、適切な対応を指示するよう努める。

（災害の認定）

第８条　第１条の災害の認定は、委員会において決する。この場合必要であれば対策部設置に関する意見を会長に具申する。

（被災地調査）

第９条　委員又は部員の被災地への派遣は委員会の決議による。

２　被災地に派遣された委員又は部員は、調査後すみやかに被災状況を報告しなければならない。

３　調査のために派遣された委員又は部員の旅費並びに出張費については本会旅費規程の規定にかかわらず理事会において別途定めることができる。

（調査等の委嘱）

第１０条　県外で発生した災害の調査及び当面の支援活動については、その災害により被災した地の単位会（以下、「被災地会」という。）に委嘱することができる。

（支出）

第１１条　委員会の活動費及び第２条に係る災害対策費及び対策本部設置の場合に係る費用は、特別会計より支出する。

２　前条においては、前項記載の活動費のうち、理事会で定めた額を被災地会もしくはブロック会に対して支出することができる。

３　通常時における会議費、旅費及び出張費については本会旅費規程による。

４　第１項及び第２項の支出は、一災害につき一度限りとする。ただし、総会の承認を得た場合はこの限りではない。

（支出金額の決定）

第１２条　前条の支出金額については、第９条又は第１０条の調査若しくは日本司法書士会連合会等の調査を含め、その災害に関する情報をもとに、被災状況を勘案し、委員会において総合的に判断し決する。

（災害対策の終了）

第１３条　委員会は、発生した災害の被災状況、これに対する対応並びに活動費等に関する収支計算書等を直近の理事会に報告し、且つ承認を受けることにより第２条第１号の事業を終了することができる。

（実施の細目）

第１４条この規程の施行に必要な事項については、常任理事会の定める要領による。

（本規程の改廃）

第１５条本規程の改廃は理事会の承認を要する。

附則

１　この規程は、平成３０年６月１日から施行する。

和歌山県司法書士会相続財産管理人等候補者推薦基準

１．和歌山県司法書士会（以下「本会」という）は、家庭裁判所より、相続財産管理人等候補者の推薦依頼があった場合は、以下の基準を満たす本会会員を推薦するものとする。

（１）毎年１月１日を基準日とし、司法書士登録後満５年を経過している者。
　又は簡易裁判所訴訟代理等関係業務の認定を受けている者で登録後３年を経過している者。

（２）会則第１０３条所定の注意勧告処分及び司法書士法第４７条所定の懲戒処分を受けたことがない者。又は注意勧告処分を受けその処分が終了した日の翌日から１年を経過している者及び司法書士法第４７条第１号の懲戒処分を受けその処分が終了した日の翌日から１年を経過している者、司法書士法第４７条第２号の懲戒処分を受けその処分の期間が終了した日の翌日から２年を経過している者、司法書士法第４７条第３号の懲戒処分を受けその処分の期間が終了した日の翌日から５年を経過している者。

（３）依頼された事件本人の縁故者でない者及び利害関係のない者。

（４）本会指定の相続財産管理事務等に関する研修（以下「指定研修」という）を２年以内に受講している者。

２．前記（１）の基準を全て満たす会員で支部別に作成された候補者名簿に登載された者を登載順に推薦する。

３．推薦を受け、管理人等に就任した会員はその職務が全て終了した時点で本会に職務終了の報告をしなければならない。

平成２４年２月２１日常任理事会承認
平成３０年４月５日常任理事会承認

和歌山県司法書士会相続財産管理人等推薦基準取扱要領

相続財産管理人等を本会が推薦する場合は、以下の要領で行う。

１．定義

相続財産管理人等とは、相続財産管理人及び不在者財産管理人をいう。

２．登録年数について

登録年数の計算は最初の登録年月日を起算日とする。

３．縁故者、利害関係について

本会は予め候補者又は家庭裁判所に対し事件本人との縁故関係及び利害関係の有無を確認する。

４．指定研修について

（１）指定研修は、財産管理に関する研修で会長が指定したものとする。

（２）指定研修は毎年行う。

５．候補者名簿について

（１）登載名簿は和歌山家庭裁判所本庁及び各支部毎に作成し、登載名簿に記載の本会支部会員が対象となる。

ただし、本庁の管轄に属する推薦依頼に対しては、事件本人の最後の住所地に最も近い本会支部会員を登載順位に従って推薦する。

（２）名簿は平成３０年１月１日現在のものを使用し新規登録者は最後尾に記載する。

ただし複数の支部への重複登載は認められない。

（３）候補者を推薦するにあたっては、予め候補者本人にその就任承諾の内諾を得る。内諾が得られない場合は次順位の名簿登載会員に打診する。

（４）推薦を辞退した者及び登載名簿から削除された者が推薦基準を満たすこととなった者については更新後の名簿の最後尾に登載する。この場合は新たに推薦資格を得た候補者と同等に扱い、５．（２）を準用する。

（５）縁故者、利害関係、候補者の病気等、やむを得ない事由により推薦されなかった候補者に対しては、次の推薦依頼があった時に優先して推薦する。この場合は５．（３）を準用する。

（６）名簿に登載されている場合であっても、推薦基準の一にでも違背することとなった候補者については、それが治癒されるまで被推薦資格を停止する。

平成２９年度　総務部

総務部長　　山本美佐子

第１　事業報告

（１）会員名簿作成

Ｈ３０年１月末配布した。

（２）非司調査

未実施。例年２月だが法務局の講演相談会と人事異動に重なるため

（３）災害対策にかかる規程案策定

第２回総務部会（7/26）、第３回総務部会（9/13）、第４回総務部会（11/29）で検討した。

① 災害対策委員会の設置を諮る。

② 災害対策マニュアル作成は災害対策委員会設置後に検討する。

③ 災害時会員の安否確認ができる名簿作成等の体制構築の必要性

（４）相続財産管理人等候補者推薦基準と取扱要領の改定案策定

裁判所から推薦依頼がほとんどない現状に鑑み研修・名簿登載等を柔軟にする基準・要領が必要となった。

① 相続財産管理人等候補者推薦基準と取扱要領を検討し案策定

② 毎年であった指定研修を２年以内にと改定し、毎年作成の名簿は平成３０年１月１日現在のものを今後も使用し、新規登録者は最後尾に記載することとする。

第２　その他

（１）法定相続情報証明の広報（６月）

チラシを３万部作成し、常任構成役員が和歌山市内の行政・金融機関等に配布に行き県下法務局には郵送した。

（２）遺産承継業務に関する意見交換会（12/2）

今回は滋賀会が主催し滋賀会財産管理センターや他会の報告があり活発な意見交換があった。（三栖、山本が参加）

次回開催は広島会が担当

以上

近司連東日本大震災支援事業への協力（相談員）

氏名	目的	日付
川 端 敏 弘	岩手県大槌町相談センター・ 大槌地区巡回相談 釜石市仮設団地巡回相談	１１月１１日～１２日

経理部　事業報告

経理部長　福留　健

１　公益法人会計基準への適応化、使用するソフトの検討

現在の財務諸表が公益法人会計基準に適応していないことから、その基準に適応させるために、経理部会において会計ソフトの選定も含め検討した。会計ソフトについては、利用しやすさ、価格の適正さ、今後のバージョンアップに要する費用も含めて選定するべきだという結論に至り、平成 30 年度から変更する予定となった。

２　一般会計と特別会計の分離

現在、本会の会計においては、一般会計と特別会計が混在しているが、目的に応じて予算を分離するべきではないかという問題意識があることから、経理部会及び理事会において検討をした結果、平成 30 年度から新たに特別会計を設けることとなった。

具体的には、「会館建設特別会計」「災害対策特別会計」を設ける予定である。

３　出張旅費等の支給方法の変更

出張旅費等の支給方法については、事前に現金を用意して会議等への参加者に対して手渡すこと（現金手渡方式）が慣例となっていたが、多額の現金を手許に保管することの管理上の面、及び現金を頻繁に準備する職員の事務作業量の面から、現状の方式には問題点が少なくなかった。

この点につき、経理部会及び常任理事会で検討を加えた結果、原則として半年に１回、会員の金融機関の口座への振込支給という方法に決定した。

なお、平成 30 年 4 月から運用の予定である。

企画部事業報告

企画部長　阪　本　秀　人

昨年度の事業を引継ぎ及び新事業も取り組んできました。

本年度は、昨年の和歌山地方法務局，和歌山公証人会と「相続登記・遺言の無料講演会・相談会」の内容に「成年後見制度」を加えて共催にて開催致しました。昨年のように和歌山県の全市町村で開催はしなかったものの，県下支局において選定した市町村で開催したが,昨年よりも好評でした。各支部の支部長を始め講師・相談員として担当頂いた会員には本当にご協力を感謝しております。

法教育活動も昨年度と同様の活動を行い，昨年法教育現場に同行して頂いた会員には新たに法教育の講師として本年は務めてもらいました。

４年目となる日本政策金融公庫との一般市民向けのセミナーも開催したこと，また一昨年から取り組んでいる空き家問題の対策については，新たに所在者所在不明土地問題と並行して県市町村との連携が現在模索されております。　　以下，報告致します。

１．中小企業経営セミナー企画　開催
　経営市民セミナー２０１８
　日　　程　平成３０年1月２７日（土）１３時３０分から１６時
　場　　所　わかやまビジネススクエア　ラウンジ
　セミナー内容　中小企業経営セミナー
　　聞いて得する　専門家が教える経営力アップ講座
　講　　師　１．谷井茂紀（税理士　TKC 南近畿会会員）
　　２．阪本秀人（和歌山県司法書士会）
　主　　催　㈱日本政策金融公庫
　共　　催　和歌山県司法書士会
　　講演会終了後に個別相談会開催
　　阪本部長　講演会　１６名　相談者　３名

２．高校生法律講座活動
　１）法律講座実施
　　高校生等約１３５０名の９校の生徒の方々に対し法律講座を実

施致しました。
　内容は，日司連作成のＤＶＤの視聴（タイトル：多重債務に陥らないために），企画部で作成したパワーポイントを使って契約の基礎知識及びＤＶＤの解説，最近の悪質商法の事例紹介，また奨学金についての問題，就職後の労働問題等も行いました。実施校，実施日は以下のとおりです。

①場　所　私立南陵学校
　日　時　平成２９年１０月２３日（月）
　　１４時１０分から１５時
　受講者　３年生　　約６０名
　担当者　楠本　掛井
　内　容　契約一般，お金の問題，マイナンバーについて

②場　所　県立粉河高等学校
　日　時　平成２９年１０月２４日（火）
　　１４時２５分から１５時１５分
　受講者　３年生　約２５０名
　担当者　南口　坂口　阪本
　内　容　多重債務，クレジット，クーリングオフ
　　ブラックバイト

③場　所　県立串本古座高等学校
　日　時　平成２９年１１月２０日（月）
　　１４時１５分から１５時０５分
　受講者　３年生　約６０名
　担当者　平田　　阪本
　内　容　多重債務,クレジット,キャッシング,クーリングオフ

④場　所　県立和歌山商業高等学校
　日　時　平成２９年１２月６日（水）
　　１１時４５分から１２時３５分
　受講者　３年生　約２５０名
　担当者　川田　　守屋　　阪本
　内　容　高校時代の学習の大切さ，多重債務，クーリングオフ

⑤場　所　県立星林高等学校
　日　時　平成２９年１２月１８日（月）
　　１３時２５分から１５時１５分

受講生　３年生　　約１５０名
担当者　福留　高橋
内　容　多重債務に陥らないために,悪質商法事例紹介

⑥場　所　和歌山工業専門高等学校
日　時　平成２８年１２月１９日（月）
１３時２５分から１４時１５分
受講生　３年生　　約１６０名
担当者　楠本　掛井　金丸
内　容　クレジット,連帯保証人,クーリングオフ,労働問題

⑦場　所　県立紀央館高等学校
日　時　平成２９年１２月２０日（水）
１３時２５分から１４時１５分
受講者　３年生　　約２００人
担当者　川端　廣畑　楠本　南口
内　容　多重債務,クレジット,悪質商法,クーリングオフ

⑧場　所　県立那賀高等学校
ア)日　時　平成２９年１２月１９日（火）
１１時４５分から１２時３５分
受講者　３年生　　約１５０名
担当者　阪本
内　容　契約一般　多重債務に陥らないように

イ)日　時　平成２９年１２月２０日（水）
１１時４５分から１２時３５分
受講者　３年生　　約１５０名
担当者　阪本
内　容　悪徳商法の紹介

ウ)日　時　平成２９年１２月２１日（木）
１１時４５分から１２時３５分
受講者　３年生　約　１５０名
担当者　川端　坂口
内　容　クレジット,クーリングオフ，ブラックバイト

⑨場　所　県立田辺高等学校
日　時　平成２９年１月９日（火）

１０時５０分から１２時４０分
受講生　３年生　約７０名
担当者　楠本　廣畑
内　容　多重債務，悪質商法，ブラックバイト

２）高校生等に向けた労働問題について法教育セミナー参加
主　催　厚生労働省
日　程　平成２９年１０月１８日（水）　１４時～１６時３０分
場　所　京都市　コープイン京都
テーマ　労働法教育に関する高校教員等向けセミナー
①労働教育の必要性とポイント
②高校教員等と専門家との学び合い・話合い
参加者　阪本部長
学生から社会人として成長していく段階で労働についての教育が現段階では不十分であり、それについてを教員，専門家等で子供たちにどのように学習させていくのかをテーマに実践した。

３　オンライン申請及び法定相続情報証明制度の推進

１）和歌山地方法務局首席登記官・統括登記官との打合せ
会長、副会長、総務部長、企画部長との間で
定期的に打合せを行った。

２）法定相続情報証明制度の推進のため
法務省，法務局とは別に和歌山県司法書士会独自にチラシを作成し、金融機関等関係機関へ連絡し、窓口等へおいてもらうように各団体へ送付した。

４．空き家問題対策
１）協議会・準備会への参加

①紀の川市	平成２９年６月１日	平成２９年９月１５日	
	平成２９年１１月１６日	平成３０年２月９日	
		委員	吉田
②海南市	平成２９年１０月１９日	委員	阪本
③和歌山市	平成３０年３月２９日	委員	伊澤(徹)
④和歌山県	平成３０年３月２３日	オブザーバー	寺下

２）和歌山市との空き家対策についての業務委託の契約
　　平成３０年１月２３日　寺下　　伊澤　　調印式に参加

３）空き家活用・適正管理セミナー、相談会　　へ　　相談員の派遣
①平成２９年１０月２８日（土）　１３時３０分～１６時３０分
　　和歌山市　　中央コミュニティセンター　寺下　　伊澤
②平成２９年１０月２９日（日）　９時～１２時
　　新宮市　　新宮市福祉センター　　吉田
③同　日　　１５時～１８時
　　田辺市　　和歌山県立情報交流センター　阪本　　井口(博)

５．「相続登記・遺言・成年後見制度に関する無料講演会・相談会」共同開催

本年度は成年後見制度についても広報する必要があると考え、リーガルサポートの協力を得て行った。また各支局，出張所管内の市町村の開催について本年度も各支部の会員の多大なる協力を得て実施できた。

今後，現状においてのリーガルエコーの実施として，司法過疎地域に暮らす人へ法的サービスにつき，この方法はかなり有効であるとの認識で，今後も続けたい考えている。

実施詳細は別紙のとおり

会員参加については以下のとおり

①平成３０年２月３日　　和歌山地方法務局
　相談員　笠松(大)　川田　坂口　高橋　寺本　野田(真)
　　守屋　西田　三栖　伊澤(徹)　桝谷　山本(美)　阪本

②同日　　那智勝浦町福祉健康センター
　相談員　濵　榎本　間所　田中

③２月４日　　御坊市福祉センター
　相談員　東本(慎)　掛井　楠本　戸上

④２月１０日　　紀の川市打田生涯学習センター
　相談員　浅井　小坂　坂田　畠中　前野　吉田　野嶋

⑤２月１７日　　有田川町きびドーム

相談員　濵田　宮本　菊屋　赤崎　金丸　河原　阪本

⑥２月１８日　　橋本市教育文化会館
相談員　勇川　若林　西川(元)　大宮　正木

⑦同日　　上富田文化会館
相談員　松田　稲垣　硲　廣畑　平尾　栗林

⑧２月２４日　　串本町役場古座分庁舎
相談員　浜辺　平田　田中

⑨２月２５日　　みなべ町中央公民館
相談員　松下(忠)　福田　武田(明)　栗山　小川　井口

⑩３月３日　　新宮市福祉センター
相談員　更谷　山門　森岡　阪本

以　上

「相続登記・遺言・成年後見制度に関する講演会・無料相談会」結果報告

庁名	市町村	会場	開催日	来場者数	相談者数	相談件数	講演講師・内容				参加司法書士数	参加職員	広報（司法書士会が行ったものを除く。） データを「01広報素材」フォルダへ格納する。
							遺言	相続登記	法定相続証明	成年後見制度			
本局	和歌山市	本局庁舎	2月3日	108	41	27	古川忠雄公証人 「遺言のすすめ」 （30分）	阪本秀人司法書士 「相続登記はお済みですか？」 （30分）	菅野統括登記官 「法定相続情報を利用しよう」 （30分，プロジェクター及びスクリーン使用）	西田千鶴司法書士 「知っておきたい成年後見制度」 （15分）	15	総務課長 総務課長補佐 監査専門官 菅野統括登記官（講師） 大谷係員 氏田登記官 宮本登記官 若野係員	・回覧板（海南市・紀美野町） ・広報誌（紀美野町） ・ポスター及びリーフレット（庁舎掲示板・窓口・税務署・海南市・紀美野町） ・タウン誌（リビング和歌山） ・地方新聞（わかやま新報） ・テレビ放映（テレビ和歌山）（当日）
湯浅出張所	有田川町	きびドーム	2月17日	8	5	5	金丸充司法書士 「遺言のすすめ」 （15分）	金丸充司法書士 「相続登記はお済みですか？」 （30分）	久保登記官 牧野登記官 「法定相続情報を利用しよう」 （30分）	河原貴博司法書士 「知っておきたい成年後見制度」 （15分）	7	所長 久保登記官（講師） 牧野登記官（講師） 原登記官	・広報誌（有田川町） ・ポスター及びリーフレット（庁舎掲示板・窓口・税務署・ハローワーク・きびドーム・有田川町役場（吉備庁舎，金屋庁舎，清水行政局）・管内資格者代理人事務所）

庁名	市町村	会場	開催日	来場者数	相談者数	相談件数	講演講師・内容				参加司法書士数	参加職員	広報（司法書士会が行ったものを除く。） データを「01広報素材」フォルダへ格納する。
							遺言	相続登記	法定相続証明	成年後見制度			
岩出出張所	紀の川市	打田生涯学習センター	2月10日	41	21	23	野嶋弘太郎 司法書士 「遺言について」 （15分）	野嶋弘太郎 司法書士 「相続登記のススメ」 （20分）	黒原 登記相談官 「法定相続情報証明制度について」 （25分）	野嶋弘太郎 司法書士 「認知症や障害者のための成年後見制度のススメ」 （15分）	7	所長 田中登記官 黒原登記相談官（講師）	・広報誌（紀の川市） ・ホームページ（紀の川市） ・ポスター，チラシ（本庁及び支所等） ・JA放送
橋本支局	橋本市	橋本市教育文化会館	2月18日	125	42	41	中辻守公証人 「遺言のすすめ」 （30分）	正木師麻世司法書士 「相続登記のススメ」 （30分）	宮本弘喜登記官 「法定相続情報証明制度」 （15分）	大宮一郎司法書士 「認知症や障害者のための成年後見制度のススメ」 （15分）	5	津村支局長 松本統括登記官 後藤登記官 宮本登記官 石井総務係長 上村総務係員	・各市町広報誌 ・回覧板（各市町） ・ポスター及びリーフレット（各市町）

庁名	市町村	会場	開催日	来場者数	相談者数	相談件数	講演講師・内容				参加司法書士数	参加職員	広報（司法書士会が行ったものを除く。） データを「01広報素材」フォルダへ格納する。
							遺言	相続登記	法定相続証明	成年後見制度			
田辺支局	上富田町	上富田文化会館	2月18日	24	11	9	田辺公証役場 公証人 津志見　徹 「遺言のすすめ」 （35分） ※講演レジュメを使用	司法書士 栗林　秀成 「相続登記はお済ですか？」 （30分）	登記官 堀金　正一 「法定相続情報証明制度について」 （15分）	田辺公証役場 公証人 津志見　徹 「成年後見制度」 （10分）	6	仮屋支局長 谷口支局長補佐 脇総務係長 芝﨑統括登記官 清水登記官 堀金登記官	・回覧板（上富田町） ・広報誌（上富田町） ・町内放送（上富田町内一円） ・ポスター及びリーフレット（庁舎掲示板・上富田町公民館等公営施設） ・関係機関に開催案内 ・地方新聞（紀伊民報）
	みなべ町	中央公民館	2月25日	30	14	12	田辺公証役場 公証人 津志見　徹 「遺言のすすめ」 （35分） ※講演レジュメを使用	司法書士 井口　博文 「相続登記はお済ですか？」 （30分）	事務官 天野　創介 「法定相続情報証明制度について」 （15分）	田辺公証役場 公証人 津志見　徹 「成年後見制度」 （10分）	6	仮屋支局長 谷口支局長補佐 原表示登記専門官 中山登記官 石井登記官 天野事務官	・回覧板（みなべ町） ・広報誌（みなべ町） ・町内放送（みなべ町　前日・当日） ・ポスター及びリーフレット（庁舎掲示板・みなべ町公民館等公営施設） ・関係機関に開催案内 ・地方新聞（紀伊民報）
御坊支局	御坊市	御坊市福祉センター	2月4日	55	11	9	「遺言は，愛のメッセージ」 髙谷寛公証人 （50分）	「相続登記のススメ」 戸上浩二 司法書士 （40分）	「法定相続情報証明制度について」 岸総務係長 （15分）	「認知症や障害者のための成年後見制度のススメ」 戸上浩二 司法書士 （15分）	4	支局長 総務係長（講師） 統括登記官 阪口登記官	・各市町内無線放送（前々日から当日） ・ケーブルテレビ（3町） ・回覧板（3町） ・日高新報（2回） ・紀州新聞（1回） ・各市町広報誌（チラシ挟み込みを含む。） ・各市町ポスター，チラシその他御坊市内催し会場にも備付け

庁名	市町村	会場	開催日	来場者数	相談者数	相談件数	講演講師・内容				参加司法書士数	参加職員	広報（司法書士会が行ったものを除く。） データを「01広報素材」フォルダへ格納する。
							遺言	相続登記	法定相続証明	成年後見制度			
新宮支局	新宮市	新宮市福祉センター	3月3日	23	8	7	森元利宏公証人 「遺言のすすめ」 （40分）	更谷正樹司法書士 「相続登記はお済みですか？」 （30分）	西中登記官 「法定相続情報を利用しよう」 （15分）	更谷正樹司法書士 「知っておきたい成年後見制度」 （20分）	3	支局長 西中登記官（講師） 志場総務係長 藤野係員	・広報誌（新宮市） ・ポスター（庁舎内外，公証役場，新宮市，北山村，JR新宮駅） ・地方新聞（熊野新聞，紀南新聞）
	串本町	串本町役場古座分庁舎	2月24日	11	7	2	森元利宏公証人 「遺言のすすめ」 （40分）	田中純二司法書士 「相続登記はお済みですか？」 （30分）	谷口登記調査官 「法定相続情報を利用しよう」 （15分）	田中純二司法書士 「知っておきたい成年後見制度」 （20分）	3	支局長 西中登記官 谷口登記調査官（講師） 藤野係員	・広報誌（串本町） ・ポスター（庁舎内外，公証役場，串本町，古座川町，JR串本駅） ・地方新聞（熊野新聞，紀南新聞，紀伊民報） ・町内放送（串本町）
	那智勝浦町	那智勝浦町福祉健康センター	2月3日	33	27	15	森元利宏公証人 「遺言のすすめ」 （40分）	田中純二司法書士 「相続登記はお済みですか？」 （30分）	徳村支局長 「法定相続情報を利用しよう」 （15分）	間所寛夫司法書士 「知っておきたい成年後見制度」 （20分）	3	支局長（講師） 志場総務係長 西中登記官 谷口登記調査官 藤野係員	・回覧板（那智勝浦町） ・広報誌（那智勝浦町） ・ポスター（庁舎内外，公証役場，那智勝浦町，太地町，JR紀伊勝浦駅） ・地方新聞（熊野新聞，紀南新聞） ・町内放送（那智勝浦町）
計				458	187	150							

和歌山県司法書士会

あなたの街へ リーガルエコー

相続登記・遺言・成年後見制度に関する講演会・相談会のご案内 無料

2月 3日(土)	和歌山地方法務局(本局)	10:00～13:00
	那智勝浦町福祉健康センター	13:00～16:00
2月 4日(日)	御坊市福祉センター 4階大会議室	13:00～16:00
2月10日(土)	紀の川市打田生涯学習センター	13:00～16:00
2月17日(土)	有田川町きびドーム 2階多目的研修室	10:00～12:00
2月18日(日)	橋本市教育文化会館 4階第6展示場	14:00～16:00
	上富田文化会館 2階小ホール	13:30～16:00
2月24日(土)	串本町役場古座分庁舎 3階会議室	13:00～16:00
2月25日(日)	みなべ町中央公民館	13:30～16:00
3月 3日(土)	新宮市福祉センター	13:00～16:00

主催：和歌山地方法務局・和歌山県司法書士会・和歌山公証人会

※講演会・相談会の予約は不要です。

相続登記はお済みですか？

講演後には、司法書士・公証人がご質問にお答えします。

成年後見といえば、司法書士です

司法書士の業務内容について

不動産登記

不動産の所有者などを公示する手続きです。
売買や贈与・相続などにより不動産の所有者が変わった際、また住宅ローンを完済した際などに登記をしておかないと、第三者にご自身の権利を主張できないなどトラブルの元となります。
登記申請はあなたの権利を守る大切な手続きです。
また、司法書士は不動産取引の現場に立ち会い、取引の安全を確保する役割も担っています。

会社・法人登記

会社を設立する際にも、登記を行いどのような会社なのかを公示することが義務付けられています。
また、設立後も役員の構成や事業内容、資本金の額などに変更があった場合はその都度登記が必要となります。
司法書士は、会社の実情に応じて的確な助言をし、議事録等の作成や登記の申請を行います。

相続手続・遺言

親族が亡くなり、不動産や預貯金などを引き継ぐときはさまざまな手続きが必要です。
不動産に関する相続登記が一例ですが、司法書士はこれに付随して戸籍の収集や遺産分割協議書の作成を行い、スムーズな遺産相続のお手伝いをします。
なお、プラスの財産より負債が多い場合は、速やかに裁判所に対し相続放棄の申立てを行う必要があります。
また、ご自身が亡くなった時に遺産を誰にどう分けるか遺言に残しておくことで、相続人間のトラブルを未然に防ぐことができます。

経済的困窮者支援事業

経済的困窮者の最低限度の生活保障の確保及び自立への助力を必要としている県民に支援を行った会員に対する実費の支弁をしています。

成年後見

認知症や精神上の障がい等で判断能力が落ちてしまうと、安全な日常生活を送れなくなってしまうことがあります。
そのような方の財産を管理し、福祉に関する諸手続きを行い、支援するのが成年後見制度です。
司法書士は、裁判所に成年後見人の選任を求める書類の作成を行い、また自らも成年後見人となってご本人の生活と財産を守ります。

債務整理

借金を抱えて、誰にも相談できずに苦しんでいる人は少なくありません。
債務の整理にはさまざまな制度(任意整理、特定調停、民事再生、自己破産など)があり、個々の生活状況に応じて、最善の方法で生活を再建できるようにサポートします。
一人で思い悩まず、まずは司法書士にご相談ください。※

暮らしの法律トラブル

司法書士は140万円以下の簡易裁判所の事件であれば、代理人として法廷に立つことができます。また、金額の大小にかかわらず、裁判所に提出する書類の作成を通じて訴訟支援を行います。※
例えば、家賃を払ってくれない、マンションを借りていた人が荷物を置いたまま行方不明、知人にお金を貸したが返してくれない、といった暮らしのトラブルを法的に解決します。

高校生等法律講座

和歌山県司法書士会は、これから社会に巣立っていく高校生等を対象に、契約の基礎知識、悪徳商法やクレジットカードの仕組み等に関する講座を行っています。
基本的な法律知識を学ぶことで、消費者被害にあうことを未然に防ぎ、万が一被害にあった場合でも適切に対処し、または誰かに相談できる力を養うことを目的としています。
プロボノ(専門家によるボランティア)の一環として実施し、毎年多くの高校等でご好評をいただいております。

※簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

和歌山県司法書士会 TEL.073-422-0568
〒640-8145 和歌山市岡山丁24番地 http://wakayama-sihou.net/

公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート 和歌山支部
TEL.073-422-0568(和歌山県司法書士会館内)

総合相談センター
和歌山(毎週土曜日) TEL.073-422-4272
橋　本(第2土曜日) TEL.073-422-0566
田　辺(お問い合わせください) TEL.073-422-4272

和歌山市における空家等対策の推進に関する協定書

和歌山市（以下「甲」という。）と和歌山県司法書士会（以下「乙」という。）とは、和歌山市における空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、和歌山市空家等対策計画に定める空家等の発生の未然防止、流通・利活用の促進、管理の適正化等の空家等対策の強化を図ることにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）空家等　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する空家等であって、和歌山市内に所在するものをいう。

（２）所有者等　法第３条に規定する所有者等をいう。

（連携事業）

第３条　甲及び乙は、連携・協力して、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

（１）所有者等に対する空家等の相談に関する事業

（２）空家等の流通・利活用の促進に関する事業

（３）所有者等による空家等の適切な管理の啓発に関する事業

（甲が行う業務）

第４条　甲は、本事業の実施のため、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）所有者等に乙が定める相談窓口（以下「相談窓口」という。）を紹介する業務

（２）所有者等の承諾を得て、所有者等の連絡先等を相談窓口に提供する業務

（３）甲のホームページにおける相談窓口の紹介等、所有者等に空家等の適切な管理に関する情報提供を行う業務

２　甲は、本事業の実施状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。

３　乙は、前項の規定により、甲から本事業の実施状況について報告を求められたときは、実施状況を確認し甲に報告するものとする。

（乙が行う業務）

第５条　乙は、本事業の実施のため、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）相談窓口を設置し、所有者等に対して有効利用等に関する情報を提供する業務

（２）甲が主催する相談会等に乙に所属する会員を相談員として派遣する業務

（３）乙の会員事業所等において、本事業に関する啓発チラシの配布、ポスター掲示等を行う業務

（４）その他本事業の推進に関し、甲が必要と認め、乙が合意した業務

（情報の保護）

第６条　甲及び乙は、本事業を実施するに当たり、所有者等及び相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に所有者等若しくは相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれもが特段の意思表示を行わないときは、自動的に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議等）

第８条　この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年　１月２３日

甲　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市
和歌山市長　尾花正啓

乙　和歌山市岡山丁２４番地
和歌山県司法書士会
会長　吉下能明

平成２９年度

研修部事業報告

研修部　部長　井 口 浩 司

≪研修会≫

１．年次制研修

【和歌山会場】

１．日　　時　　平成２９年１０月１４日（土）
　　午前１０時００分～午後４時００分（休憩時間　正午～午後１時）
１．場　　所　　ルミエール華月殿

【田辺会場】

１．日　　時　　平成２９年１１月４日（土）
　　午前１０時００分～午後４時００分（休憩時間　正午～午後１時）
１．場　　所　　パークサイドホテル

【プログラム内容】

第１部　基調講義　　７０分（ＤＶＤ）
第２部　グループディスカッション　１２０分
第３部　総括講義　質疑・応答　６０分（ＤＶＤ）

２．オンデマンド研修（１）（２日間／計１２単位）

日司連主催の下記研修を、同時配信技術を用いて、和歌山の会場で開催

１．タイトル　『民事裁判セミナー』
１．日　　時　　平成２９年１１月１１日（土）　午前１０：３０～午後６：００
　　平成２９年１１月１２日（日）　午前１０：００～午後５：３０
１．場　　所　　和歌山県司法書士会館

３．オンデマンド研修（２）（５単位）

日司連主催の下記研修を、同時配信技術を用いて、和歌山の会場で開催

１．タイトル　『裁判所提出書類作成業務を考える』
１．日　　時　　平成２９年１２月２日（土）午前１０：３０～午後５：００

１．場　　所　　和歌山県司法書士会館

４．オンデマンド研修（３）（５講義／計６単位）

日司連主催の下記研修を、同時配信技術を用いて、和歌山の会場で開催

１．タイトル『遺産承継業務の実務』

１．日　　時　　平成３０年1月２０日（土）　午前１０：２０～午後６：００

１．場　　所　　和歌山県ＪＡビル

５．日司連講師派遣事業（２講義／計６単位）

１．日　　時　　平成３０年2月１７日（土）午後１：００ ～ 午後７：００

１．会　　場　　ルミエール華月殿

≪第１講義≫

講　　師　　日司連　商業登記・企業法務対策部　松本 美香 先生（大阪会）

タイトル　　『中小企業支援を目的とした商業登記の実務
～増資、種類株式、名義株対策等、株式に関する支援を中心に～』

内　　容　　登記を受託するだけに留まらず、一歩踏み込んで中小企業支援を推進していけるよう、株式に関して中小企業が抱えがちな課題への対応について、事例を使って実務のポイントを紹介します。

時　　間　　１３：００～１６：００（３単位）

≪第２講義≫

講　　師　　日司連　民事法改正対策部　北詰 健太郎 先生（大阪会）

タイトル　　『中間試案・追加試案からみる相続法改正のポイント』

内　　容　　法制審議会において相続法改正の議論がスタートし、改正の方向性がみえてきました。司法書士にとって業務に直結する重要な法分野である相続法について、法改正のポイントを解説します。

時　　間　　１６：００～１９：００（質疑応答の時間あり）（３単位）

６．ＤＶＤ研修（４講義／計６単位）

１．日　　程　　平成３０年3月１７日（土）

１．時　　間　　午前１０時３０分　～　午後６時００分

１．テ ー マ　　民事信託の実務（ＤＶＤ研修）

１．会　　場　　和歌山県ＪＡビル

【プログラム内容】

第１講義	午前１０時３０分 ～	１２時００分	民事信託の活用事例
第２講義	午後　１時００分 ～	２時３０分	信託条項の考え方
第３講義	午後　２時３０分 ～	４時００分	民事信託の税務

第４講義　　午後　４時３０分 ～　６時００分　　民事信託に臨む基本姿勢

≪その他の事業等について≫

１．研修担当者会議に出席

１．日　　程　　平成２９年１１月２日（木）

１．時　　間　　午後１時００分 ～ 午後５時００分

１．会　　場　　日司連ホール

以上

平成２９年度単位制研修 単位取得状況報告書

１．会員数について

（１）平成３０年３月末日現在の会員数＊　　１６４　名

（２）上記（1）のうち平成２９年度の途中に入会した会員数
（新規登録・変更の登録の双方）

５　名

２．単位の取得数**【平成２９年度の途中に入会した会員を除く】**

（１）所定の単位取得者〔１２単位以上の取得者で、そのうち６単位以上を実施要領第５条３項に定める甲類研修（連合会、ブロック会及び司法書士会が主催する研修もしくは視聴通信研修、課題通信研修）によって取得した会員の数〕

８２　名

（２）所定の単位不足者〔０．５単位以上１２単位未満の会員数〕

５５　名

（３）単位未取得者（０単位）の会員数

２２　名

※「2.(1)～(3)の合計数」は、「1(1)から 1.(2)の会員数を引いた数」と同数

（４）会員の平均取得単位数〔会員の全取得単位／会員数〕

１２．４　単位

広報部　事業報告書

広報部長　　後　藤　　数　馬

平成２９年度の事業計画に基づき、下記の事業を実施いたしました。

（１）司法書士総合相談センターの広報の実施
　リビング和歌山における相談会開催広告
　きのかわトークニュース
　紀伊民報
　その他必要に応じて

（２）ホームページの管理、運営
　① 会員名簿、財務諸表、事業報告、収支計算書、事業計画の更新、会則変更
　② 市民への情報公開　実施時期　平成２９年４月～平成３０年３月

（３）きのくにエクスプレスの発行
　随時、ホームページの会員向情報にアップ

（４）「法の日」の無料相談の広報
　① 県民の友・市報わかやまへの記事掲載依頼
　② 県のテレビ・ラジオ番組での広報依頼
　③ ポスター・リーフレットの作成
　④ 県・市町村・裁判所・法務局等関係団体へのポスター掲示依頼
　⑤ 報道各社への報道方依頼
　⑥ 新聞広告（読売新聞・産経新聞）
　⑦ ホームページへの掲出

（５）成年後見相談会の広報
　① 県民の友・市報わかやまへの記事掲載依頼
　② 県のテレビ・ラジオ番組での広報依頼
　③ 県・市町村・裁判所・法務局等関係団体へのポスター掲示依頼
　④ 報道各社への報道方依頼
　⑤ ホームページへの掲出
　⑥ ポスター・リーフレットの作成
　リーガルサポートと共同で作成

（６）「相続登記はお済みですか月間」の広報

① 県のテレビ・ラジオ番組での広報依頼

② ポスター・リーフレットの作成

③ 県・市町村・裁判所・法務局等関係団体へのポスター掲示依頼

④ 報道各社への報道方依頼

⑤ 新聞広告（毎日新聞・朝日新聞・読売新聞・産経新聞）

⑦ ホームページへの掲出

（７）ラジオ出演

平成３０年１月２６日　和歌山放送

出演者　中村善夫（　リーガルサポートから栩野進次　）

「相続登記はお済みですか月間」及び「相続登記・遺言・成年後見に関する講演会・無料相談会」を宣伝

（８）会報「きのくに」の発行

（９）「相続登記・遺言・成年後見に関する講演会・無料相談会」

朝日新聞一面広告にて掲載